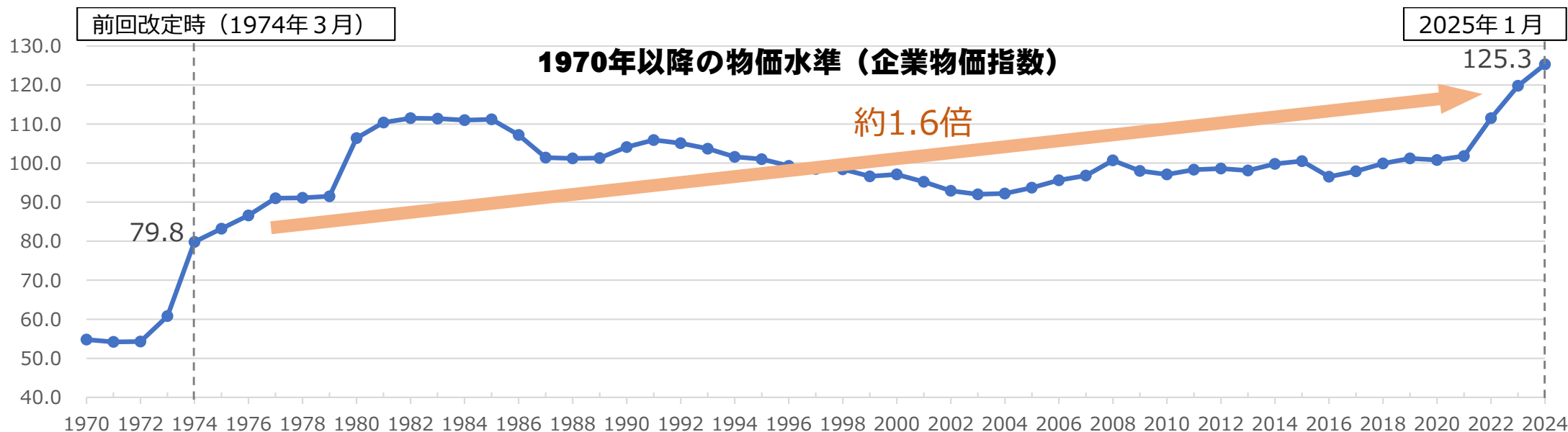


少額随意契約の基準額の引上げ（政令改正）

- 少額随意契約の現行の基準額は1974年に設定されたが、物価の下落ないし横ばい傾向が続いたことから、基準額の見直しは長らく行われていなかった。近年の物価上昇を受けて、財政制度等審議会（法制・公会計部会）において議論を行ったところ、「企業物価指数の上昇等を踏まえ、現行の基準額を引き上げる」方針が了承。
- 直近の企業物価指数の動向を踏まえ、予算決算及び会計令の改正を行い、基準額を1.6倍程度に引き上げる。



○ 少額随意契約の基準額（改定後）

（単位：万円）

		現行	改定後
第2号	工事又は製造	250	400
第3号	財産の買入れ	160	300
第4号	物件の借入れ	80	150
第5号	財産の売払い	50	100
第6号	物件の貸付け	30	50
第7号	その他の契約	100	200

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 （令和6年11月22日閣議決定）（抜粋）

第2章 第1節

1. 賃上げ環境の整備 ～足元の賃上げに向けて～

- （2）持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進
（前略）少額随意契約制度についても、長期間上限価格が改定されていないことを踏まえ、同年内を目的に、運用実態を調査し、その在り方を検討する。

施行期日

令和7年4月1日